

広島県告示第九百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年十二月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
三原市本郷町本郷字北中桙四六九八番一地区から 三原市本郷町本郷字北中桙四六九八番一地区まで	三原市本郷町本郷字南中桙四三五一番一地区		九・二〇〇 一四・八〇〇	一六二・三〇〇	
			九・七〇〇 二七・〇〇〇	一六二・三〇〇	拡幅